

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷十第

行發日一月二年九正大

## 論 說

資本論に見はれたる唯物史觀……………法學博士 河上 肇

社會的租稅政策の根本理論……………法學博士 小川郷太郎

鎌倉時代の家族制度(一)……………文學博士 三浦 周行

消費稅が生産者に及ぼす影響の社會政策的考察……………法學博士 神戸 正雄

植民地の土地政策(二、完)……………法學博士 山本美越乃

交通の意義と交通論の問題……………法學士 小島昌太郎

## 時事問題

支那の日貨排斥運動……………法學博士 戸田 海市

## 雜 錄

手形交換所制度論(一)……………法學士 大森 研造

絹に關する外國語……………法學博士 財部 靜治

岡山藩の開墾策(一)……………黑 正 巖

# 消費税わ生産者に及ぼす影響の

## 社會政策的考察

神戸 正雄

緒言 (一)本研究の目的 (二)説述の順序

第一段 消費税の社會政策上生産者に及ぼす不良影響

其一 不良影響の本質 (一)中等階級政策上の不利 (二)不利の緩和 (A)有利なる影響 (い)生産上の利益 (ろ)倫理及衛生上の利益 (B)中等階級政策上太だしく不利ならざるの點

其二 不良影響の原因 (一)自然の大勢に放任する結果 (A)大企業に於て生産費の小なること (B)大企業にては租税轉嫁困難の場合の抵抗力大なること (C)大企業には稅務吏買収の便利大なること (D)租税取締規定が大企業に一層安易なること (二)稅法の積極的施設の結果 (A)小企業の禁止 (B)課税標準の定め方

第二段 消費税の社會政策上生産者に及ぼす不良影響の匡正策 (一)根本策 (二)應急策 (A)大小企業に差等課税し特に累進税を課すること (B)稅法に於ける小企業不許可の規定を解放すること (C)稅務官吏の間に社會政策上の觀念を鼓吹すること

結論 (全文の要旨)

## 緒言

各税を社會政策上より批判することは、今日の時世益其必要が感ぜらるゝ。特に消費税は由來

此種の批評を待つことの大きな税とせられて居るが、併し其は通例、消費者側から見られ、其の之が爲めに下層社會の負擔が上層社會の其に比して、給付能力の割合には一層重くなる。隨ふては其生活を壓迫する。其れで社會政策上望ましくらすとせらるゝのである。此も確かに重大である。そして消費税の利害關係者としては、其の太だ廣きに亘れる消費者の立場を考慮して見ることに重きを置くといふのも正しい。併し其外に生産者側から觀て均しく社會政策上好ましくらざるものゝ存することを見逃してはならぬ。私は今此點を明かにしたいと思ふ。そして同時に其の此に依りて生ずる弊害を匡正する方策如何といふ點にも説き及んで、實際家の向ふべき或ものを示さうと考ふる。尤も茲に消費税といふても其に色々の形式がある、其につき各異りたる事項があるが、一々其をいふは煩に堪へぬ。故に主として普通の形に於ける消費税、即ち消費者に對する負擔としては最公平なりと見做さるゝ製造品税(註二)、詳しくいへば製造家に就き製造品の標準により取るものに就きて説明しやうと思ふが、併し設備税原料税にても同様のこと、又は其よりも一層著しい影響が認められる所である、其點を不注意に看過するのではない。又廣く消費税の生産者に及ぼす影響といへば、其が大體、生産者の生産を妨げ併し課税方法の如何によりては生産改良の刺戟を與ふるといふ方面もあるが、其は別論に譲り、茲には標題通り社會政策上の方面につきてのみ述ぶ。

(註一) シェフラーは火酒税に就き最合理的の徴收方法は製品税なりといひ、コンラードも麥酒税につき、製品税は課税の最自然的方法で、此が消費の負擔に最良く適應し及輸出に際し下戻率の最正當なる考慮を許すものであるといひ、火酒税につきても右同様の理由により理論上製品税を最正當なりといふ。ロツシアアに至ては更らに一般に製品税が生産者を最公平に課税すと爲す。

本文説述の順序としては、先づ消費税が社會政策上、生産者に及ぼす不良の影響の本質并に其起因を説き、次いで其の之に對する救濟策に及ぼうと思ふ。

## 第一段 消費税の社會政策上生産者に

### に及ぼす不良影響

#### 其一 不良影響の本質

(一) 消費税は其税の負擔者即ち多くは物の消費者に對し、其中、富者資産者階級よりも貧者労働者階級に對し過重の負擔を加ふる(註二)。そして後者の生活を壓迫するもの(註三)なると均しく、生産者に對しては、大生産者よりも小生産者に向て過大の負擔を課し、特に前者に利益を與へつ、後者には或不利を與え、斯くて後者の存立を危うくし又は少くとも其發達を抑える所であり(註四)、社會政策の一部たる中等階級政策上好ましからざる結果を生ずるの傾をもつ。即ち獨立生存を遂げ

論 說

消費税が生産者に及ぼす影響の社會政策的考察

第十卷 (第二號 六三)

二一九

1) Schäffle, Steuern. B. T. S. 300. Conrad, Grundriss. Fw. 2 Aufl. S. 79. 86. Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. II. S. 26.

一層平和的要素たる小經營企業者<sup>2)</sup>を失ふことは此社會政策上望ましくない(註五)。尙ほ又特に獨逸などでは特に火酒税につきて農業との特別關係があり(註六)、隨ふて此税が小農民の地位を危うくするといふ特別の事がある。勿論實際の事情如何に依りては必ずしも其やうになるとは限らぬが(註七)、大體は先づ右の如くなる傾があり、社會政策上は不良といはなければならぬ(註八)。

(註二) 廣く消費税の負擔に於ける不公平といへば、(1)消費者相互の間の其のみならず、(2)生産者相互の間の其もあり、(3)更に生産者商人等と消費者との間の轉嫁關係により生ずるものもある。其中(1)の消費者相互間の不公平が社會政策上の見地からは最も多く問題とせられる。そして(2)の生産者相互間の不公平が本論文の主とする所であり、(3)に至っては社會政策上の問題としては最少く取扱はる。(註三)は別とし、(1)につきてはコンラッドは曰く、此税には或階級の過重負擔の危険がある。何となれば經驗に依れば富者が間接方法にては相當に課税せられないから。フォックも此税が其基く所の前提、即ち此が其屬する所の物體の消費者より完全且つ公正なる度にて擔はるゝことの前提を充たさないといひ、ワグナーは此にては大所得に比し小所得を反對累進的に負擔せしめ、財産所得に比して労働所得を壓迫的に負擔せしむる所といふ。ワルカーも間接税は下の方に累進的に働きたいひ、ホーリニューも亦た消費税は擔税者の所得に對し直接税よりも一層少く比例的なりといふ。そしてエーベルヒは其課税物件が必要品となればなる程、又品質により税歩を定むることが出来ざれば出来ざるほど、此が愈々多く人頭税の性質を持ち、愈々重く其負擔が下層社會に負はざるゝことになるといひ、ホルグトは必要の諸要品の課税に於て及要なる併に一般的使用の物體に於ては、貧民が富者よりも一層強く負擔せしめらるゝの危険が存すといふ。尙ほ特定の消費税につき、例之、匿名政治家は、酒精飲料の消費の大小は當該消費者の富裕の確かなる證明に非ずといふ。——然るに一部の人には此點より見て消費者が格別公正に反せずと爲す。例之、コーンは消費税は營利税及各種の税と均しく公正の原則に反せずといふ。其趣旨は、直接税でも公正課税と均しく缺點があつて、消費税が之を補充する所なるを指すに在る。ピー

2) Dierschke, Progressive Besteuerung des Grossbetriebes bei einigen Verbrauchssteuern. S. 51.

ルザックが麥酒税につき同事を他の根據より説明す。曰く麥酒は人民の凡へての階級より消費せられる。併し通例富者に依て貧者よりも高き度にて消費せらるゝ(1)。此故に此税を以て、平均に於て人頭税的に働かざらざらんことを得ない。隨ふて此税が課税原則に一致せざる税と見るべきものでない(2)。

(註三) エーペルヒは曰く、愈々多く又愈々高く此税が必要なる消費物を課税すればするほど、愈々多く此が非自由所得を税し生活維持を壓迫し其昂上を妨ぐる(3)なること。

(註四) 例之、タツケーは、火酒製造場につき、其小工業的製造場の數が漸次減少して、生産が日々大設備に集中せらるゝことは確であるといふ。(尤も大製造場が小なる特に農業的の製造場を壓迫し盡しはしなかつた、此小なるものが大なるものに利用され且つ必要であつたら(4))

(註五) フオツケに至ては此理由を高調して、消費税排斥の主根據とす。曰く、消費税が凡へての事情の下に、小經營を大經營よりも一層多く壓迫する状態に於て、社會政策上の考慮に於ける眞面目なる指針があり、而して消費税を出来るだけ制限して租税普通にいふ直接税に當る(5)を薦むべき切なる要求があるといふ(6)。

(註六) 火酒製造の農業との深き關係につきては請書に散見す。茲に管々しく説かず。

(註七) 之につきゲツツは論じて曰く、英國では三大企業が火酒の全國需要を充たしたが、獨逸でも斯くなるべきことの心配は不當の如くである。其故は獨逸では土地の分配及經營が英國よりも一層良好であるから(7)。

(註八) 日本ではまだ著しくはないが、唯だ多少規則正しく酒造場の數の漸減及製造集中の大勢を認むる左の如し(8)。

四十四年	10,274	ブリク・ビル	MR1
大正元年	10,274	ブリク・ビル	MR1
		10,274	MR1

論說 消費税が生産者に及ぼす影響の社會政策的考察 第十卷 (第二號 六五) 二二二

3) Conrad, a. a. O. S. 25. Vocke, Fw. S. 83. Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 655. Walcker, Fw. S. 97. Beaulieu, Traité. 5 éd. I. p. 634. Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 398. Borcht, Fw. S. 134. Staatsmann a. D., Fw. S. 308. Cohn, System d. Fw. S. 485. Biersack, Ueber Besteuerung. S. 176.  
4) Wagner, a. a. O. S. 651.

同	二年	1074R	1074R	1074R
同	三年	1074R	1074R	1074R
同	四年	1074R	1074R	1074R
同	五年	1074R	1074R	1074R

(二) 勿論右の影響を以て全然不良とはいひ得ない。生産者相互の間には不利なる分配關係を生ずることになるが、(A) 有利なる影響も別に存する。即ち其は(い)先づ生産上の利益で、夫の大企業の盛になり行く結果は、生産設備の改良が益々行はれ、生産費が小企業よりも一層小なることが出来、國民經濟上には確かに一層經濟的に物を生産することになる。随ふては一般消費者もが一層安く物を買ひ得ることになる(註九)。或は此場合、生産者が其獨占的地位の結果として暴利を貪り、爲めに消費者に生産費減少の利益に均霑せしめざることとなり得るも、而かも其利益は兎も角生産者の手には残ることとなり、社會全體より見れば確かに生産上有利といひ得る。斯く生産者消費者間の分配上の缺點を齎らす餘地はあるが(註一〇)、生産上には有利である。此點に於て小企業の方をむしろ不利といはなければならぬ。(ろ)加之、酒の場合の如きに於ては、小企業の存在普及が飲酒の普及を助長する傾もあり(註一一)、健康に有害なる物を供給するの危険もある(註一二)。而して大企業の發達は此等の弊を幾分減少するの利がある(註一三)。(B) 又他方、今日問題となれる生産者相互間の分配から見ても、成程小生産者が大生産者に對し立行かなくなつて、彼等の地位が失

8) Conrad, a. a. O. S. 84. Walcker, a. a. O. S. 107. Umpfenbach, Fw. S. 306. Borcht, a. a. O. S. 139. Hoffmann, Steuern. S. 267. Dierschke, a. a. O. S. 52. Ginsberg, Die deutsche Branntweinbesteuerung. S. 7. Scheele, Deutsches Reichsgesetz, betreffend die Besteuerung des Branntweins. S. 48-49.  
 9) Getz, Das Branntweinmonopol als Besteuerungsform. S. 25

はれ茲に小生産者小企業者といふ或中等階級を減少することにはなるが、併し大企業の愈々大なる結果、此に民吏階級を生じて、新なる中等階級の生ずるを見逃してはならぬ。<sup>12)</sup> 其につき如何にも分配上社會上には、非獨立なる民吏よりも獨立自營の小生産者の存在の方が選ふべきではあるが、爲めに全然中等階級のよくなるのではなく、特殊なる智識的中等階級の代つて發達する所であるから、此消費税の生産者相互に及ぼす影響を以て甚しく不良のものとはいひ得ない。斯く論じ來れば之に對する政策としても、絶対に此大企業發展の勢を阻止すべきではなく、其急激なる變化を緩和する位に止むるの外なきことになる(註一四)。併し兎も角、前記の如く此税が生産者相互の間に、中等階級政策上、或不良の影響を及ぼすことは争はれない。

(註九) 尤も其の物の安いことが眞に消費者の利となるかは物に依りては疑はしい。例之火酒の如きものには餘り安くない方が良いといへる。之につきホッフマンは火酒製造の改良の發明者は過度の火酒享樂の悲しむべき結果に對して責任ありといひ、ホーテンハイマーは小及不完全なる火酒製造を壓迫したる大裝置及改良したる技術が火酒價格の下落を促し、國民の倫理及經濟上の點に關し不完全なる法制の下に、實際的危險が現はるゝ程であるといふ。<sup>13)</sup> 又此物の安くなることよりも、火酒の如きに就ては農業の受くる利益の方を重く見る人もある。例之、シェーレは、集中の不利を農業が負ふこととなるべく、此不利は生産費の節約よりも一層大なるべしといふ。<sup>14)</sup>

(註一〇) 此方面よりの考察については別論文に譲る。

(註一一) 之につきホーテンハイマーは、大火酒製造場は少數の専任の使用人より従事せられて、夫の多數の家族及僕婢に火酒を飲み悲しむべき酒飲となる日々の機會を奪ふといひ、コンラードは近時恰かも小火酒製造場が自己の産物を頗る多く日

12) Dierschke, a. a. O. S. 51.

13) Hoffmann, a. a. O. S. 269. Bodenheimer, Zur Frage einer eidgenössigen Steuer auf Tabak und Branntwein. S. 64.

14) Scheele, a. a. O. S. 59.

常の營養物として利用し、加之資金の一部として計算するの故に、飲酒を普及することを證明したといふ。尙ほゲッツも小製造場の大なる有利は酒精問題よりいへば悲しむべき方策であるといひ、ベルギウスに依れば、エンゲルも小火酒製造場の租税恩典に反對し、此が火酒飲用を増加することを信じたりといふ。尤も大企業となりても飲酒の普及は少からずといふ説もある。例之シエーレは小火酒製造の禁止により飲酒の緩和の生ぜらるゝことを證明することは困難であるといひ、其例證として少數製造場を有する英國に火酒消費大にして無數の小經營製造場を有するウニルテンベルヒにて其消費量の小なることを擧ぐ。<sup>15)</sup>

(註二二) ゲッツは經驗に依れば飲酒慾の住家にして甚大なるフーセル含有量によりて大なる度にて健康を害する全く不良なる産物を供する所の小製造場の過大なる恩典を以て弊害の本と爲し、ザールシユケは小火酒製造場は大にフーセル含有火酒の供給によりて飲酒の弊害を大なる度にて烈しからしむることを責めらる。そして此非難には證然の或度をもつといふ。<sup>16)</sup>

(註二二) 此あるの故に、瑞西の專賣にては、少くとも年に百五十ヘクトリートの純酒精を供給する能はざる凡へての經營を許さないこととした。<sup>17)</sup>

(註二四) ザールシユケは曰く、國家干渉は凡へての小經營の退却を永く妨ぐることは出来ない。又妨げてはならない。此干渉は唯だ小經營中の比較的給付能力ある者を維持することに用立つべく、此が更に急激なる過渡を妨ぐることとなるべきものである。<sup>18)</sup>

## 其二 不良影響の原因

然らば右不良影響は如何にして生ずるか。其は或は自然の大勢として生ずるのを防止せざるに依り生ずるといふべきがあり、或は法律人爲の積極的施設の結果と見るべきがある。

(一) 自然の大勢に放任するの結果——即ち大企業に於ける有利なる生産條件は自ら大企業者をして

15) Bodenheimer, a. a. O. S. 80. Conrad, a. a. O. S. 84. Getz, a. a. O. S. 53.

Bergius, Grundsätze d. Fw. S. 357. Scheele, a. a. O. S. 59.

16) Getz, a. a. O. S. 2. Dierschke, a. a. O. S. 54.

17) Dierschke, a. a. O. S. 87. Renauld, Finanzen und Branntweinbesteuerung des Deutschen Reichs. S. 69.

18) Dierschke, a. a. O. S. 51.

有利ならしむるのに、普通の消費税が之を放任し、大企業者の此有利なる大勢を利用するの任  
かすといふ事がある。

(A) 大企業に於て生産費の小なること——元來大企業にては生産條件が有利なる爲めに、或は優  
良機械優良生産方法を採用することが出来(註一五)、有利なる條件にて資本勢力を利用することも  
出来、有利なる條件にて補助機關を利用することをも出来、其他、材料を買収するにも製品を販  
賣するにも有利で、結局生産費が一層小なることを得、何等人爲的防制がなければ、大體、大企業  
者の優勢を生ずべきである(註一六)。税法が大小企業に對して對等の課税を爲すといへば、別に其  
が大企業者に積極的に或恩典を與へたのではないが、消極的に、むしろ彼等の間の立場を對等と  
する爲めに爲すべかりし或負擔を大企業者に加えなかつたといふ憾はある。或はそんな事は租税  
の爲すべき範圍外である。租税は左やうな社會又は經濟政策を行ふべきものでなく、むしろ給付  
能力ある處に相當の負擔を課することに止むべきであるといふかも知らぬが、其點から見ても斯  
く大小企業の間に生産上の利不利がある以上は、其大生産者の有利は即ち其處に給付能力の大  
なるもの、存するとして特別の負擔を課して良い。或は又其のやうな事は租税の中では營業税の爲  
すべきこと<sup>19)</sup>で、消費税の爲すべきことでないといふかも知れぬ。併し其は營業税の制度によりて  
は即ち外形的標準に依る主義の處では、決して其に適當といひ難く、其につき營業税と消費税と

19) Dierschke, a. a. O. S. 55.

に大して適不適の差等はない。又營業税といひ、消費税といひ其間にさう明瞭に分別して考ふべきものではなく、消費税にて營業税の事を、營業税にて消費税のことをも考ふべきもので、今日の税は決して各單獨にて意味あるものでなく、其綜合したる處に意味の深きもの故、假令夫の生産上の有利が本來營業税の處にて考慮すべきものとしても、其を消費税にて考慮しても良い。更に又消費税が消費者に其消費に應じたる負擔を爲さしむる點からいふも、大小生産者間の収益率の相違を消費税にて考慮しないのでは不十分不完全といはなければならぬ(註一七)。加之、租税を以て單に給付能力の觀點のみならず、國家政策の一手段として廣く經濟社會政策を考慮して差支なく又むしろ之を考慮するのが至當であり、旁々大生産者の自然的に有利といふに於ては、是非とも之に應じて其に割合に重き負擔を爲さしむべく、之を爲さざりしとすれば、税法の本來爲すべきものを爲さざりしに依りて、消費税が夫の不良影響の發生に與かつたといふべきである。

(註一五) ホッフマンは火酒製造につき、唯大資本を以て大なる規模にて營む火酒製造場のみが有らゆる改良を採用するを得たといひ、ヤールシユケは十八世紀の終以來爲されたる技術上の進歩の結果として小經營が或特殊仕事に關しないだけでは、其生産物を大經營の如く安く生産することは出来なかつた。特に此が火酒製造麥酒醸造及製糖に當るといひ、ポーデンハイマーは改良したる製造法を有する大火酒製造場の設備が漸次、田舎に廣まりたる小なる火酒製造場の少からざる制限を促したといふ。<sup>20)</sup>

(註一六) フォツケは大企業が小企業よりも優勢なること(例之、麥酒火酒製造場の如き)は、大企業が同一原料より一層多くの製品を生産し、隨ふて之が爲めに小企業よりも一層少き税を拂ふこと(此點は原料税の影響)、此が爲めに大企業は彼が

20) Hoffmann, a. a. O. S. 267. Dierschke, a. a. O. S. 33. Bodenheimer, a. a. O. S. 64.

利を愛くるといひ、實例として英國にて小麥酒釀造場は一部は大資本の威力によつて倒れたといふ。尚ほ其の如何に大經營の經濟的なりやにつきては、ポーターンハイマーは火酒製造に關し下の原因を擧ぐ。

- (1) 大火酒製造場にては、大なる設備費に拘らず多くの小なる火酒製造場に於てよりも一層小なる資本を道具に置くこと
  - (2) 經營費一層小なること
  - (3) 得られたる洋が一層良好なること
  - (4) 洋を飼料とする事が冬期間不間斷なるを得ること
  - (5) 玉蜀黍の加味により一層集約的經營が達せらるゝこと (一層多くの家畜、乳、肥料)
  - (6) 製造が一層合理的なることの爲めに、一般に經營が一層集約となり、利得が一層大なること
  - (7) 大火酒製造場は上等酒精を製造すること
- テールシユケル亦火酒製造に關して、大小經營の生産費に於ける差等を條件する動機を左の如く列擧す。
- (1) 大火酒製造場は一層良き方法を使用するを得。
  - (2) 大火酒製造場にては、經營中止が一層少し。何となれば機械道具が必要なるだけでは多くは二重に存するから。
  - (3) 大經營は學識ある指導者を使用するを得る。何となれば之に對する俸給が大なる産物量に分配さるゝから。
  - (4) 教育ある指導者の俸給と同事は一般に生産費につきていふことを得。
  - (5) 大火酒製造場は信用の方法にて、其の左なくとも大なる資本を頗る大に増加することを得。<sup>21)</sup>
- (註一七) ストルーフエは曰く、原料より課せられたる麥酒税は生産收益に於ける技術上の相違 (此の如きものが規則正しく現はるゝだけでは) に出來るだけ税率の相當の分級によりて適應することを求めなければならぬ。其は消費に定められたる生産物の其性質より生ずる平等なる租税負擔を出來るだけ保證する爲めに也。<sup>22)</sup>

論 說

消費税が生産者に及ぼす影響の社會政策的考察

第十卷 (第二號 七一)

二二七

21) Vocke, Fw. S. 72. 83, Bodenheimer, a. a. O. S. 78-9. Dierschke, a. a. O. S.

33-34.  
22) Struve, Zur Frage d. Brausteur-Staffelung. S. 60.

(B) 大企業には租税轉嫁困難の場合の抵抗力大なること——大生産者は普通、自己の資本も大であり又他有資本を利用することも大い傾向がある。彼は之を以て消費税のかゝり又は重くなつた場合に、之を消費者に轉嫁するが爲めの争闘に於て、小企業者よりも永く此争闘を續けることが出來、其結果、小生産者は倒れて大生産者のみ残り、大生産者は多少は從來小生産者の占めたる地歩をも併呑することが出来る。元來普通の消費税は消費者に轉嫁さるべく豫期されたものではあるが、事實其通りにならぬことがあり得る。即ち消費者の方が經濟市場にて生産者よりも一層優勢なる場合には少くとも一時、生産者に於て租税を負担しなければならぬ。此場合、大生産者は大なる資本力を以て之に堪ゆることを得るが、小生産者は其が出來ずして、早く敗北することになる。

(C) 大企業には稅務吏買收の便利大なること——營業者が收稅吏を買收して稅法の適用を有利ならしむることは、勿論不當のことではあるが、實際には多少行はれて居る(註一八)。此場合大企業者は小企業者よりも提供する所の賄賂が一層大なることを得るから、之を爲すに都合が良し。役人も小い處に行つて嚴格のことをいふては居ても、大い處では案外に寛大なことをいふ傾がないでもない。勿論此は一概にはいへない。役人により特に彼が近代思潮に觸れて來ると、自己の小利益に顧みず、全體の福利を考へて、大企業の方にむしる厳しくするかも知れない。併し役人の多數の人情からいへば大きな賄賂を受けるが、小なる賄賂を跳ね付けるのではあるまいか。若し此

が起るならば、此も大企業者の資力の大きること及社會上の地位の高きことなどいふ彼の生産條件有利の結果である。

(註一九) 收税吏の賄賂可能につきてはコンラード及ロツンプアー参照。<sup>23)</sup>

(D) 租税取締規定が大企業者に一層安易なること——同一の取締規定もが小企業者に於ては、生産物取扱高の比較的小なるだけ、割合に煩雜厄介なるを免れない。反對に大企業者には割合に安易になる。此點からいふても大企業に有利、小企業に不利といはなければならぬ(註一九)。

(註一九) レールは製品税が製造場を細密に追跡するの監督に依りて徴收せらるゝときに、此が經營に於りて頗る厄介なる。而かも其が容易に小企業の破綻に導くといひ、フオツケは課税物件の唯小額を生産し得る者も、監督(稅務上の)の爲めに、大額の者と同一條件(同一の届出等)を充たさなければならぬ。此の如くにして小經營は既に之によりて大經營に比して不利を被らるゝ。而して通例智慧の少き小手工業者には、大製造家に對してよりも一層多く監督規定の無意識的過重の危険もある。又手工業者は其經營を監督者の指定する時に行はなければならぬ。此が必然彼に厄介なる擾亂と不利とを結果するものであるといひ、英國では小麥酒醸造場は一部は租税制度に置かれたる障礙及困難によりて倒れたといふ。<sup>24)</sup>

## (二) 稅法の積極的施設の結果——

(A) 小企業の禁止——稅法は課税の便宜より課税企業を一定の大きさ以上の少數の者に集中せしめやうとする傾がある(註二〇)。現に日本の酒造税に於て一定の大造石高(舊、百石、新、三百石)以上作るものでなければ出来ないといふことにして居る。此は明白露骨に小企業を排斥したもので、收税の便宜上の目的に適ひ、そして生産衛生及倫理上の目的にも適ふ。たゞ社會政策上或不良影

23) Conrad, a. a. O. S. 86. Roscher, a. a. O. S. 7.

24) Schäffle, a. a. O. S. 300. Vocke, Abgaben etc. S. 531. 532. Derselbe; Fw. S. 72.

響をもつていふに止まる。

(註二〇) ニッチは製造の上の税が便利に適用するを得んが爲めには、其生産が少數の場處に集中し、容易に監督を爲し得ることを要求するといひ、コーンは内國産物の消費課税に於ける補助手段は集中を人工的に作ることにありといふ。コンラッドは特に麥酒税に關して製品税が脱税の容易及隨て頗る綿密なる監督の必要を缺點とし、隨て之が大工場にてのみ適用するを適當とするこゝとなるといひ、火酒税につきては同事をいひ、パステープルは麥酒と火酒との生産を少數の中心に集中する近代の傾向が此税の制度を一層面倒少からしむることとなつたといふ。<sup>25)</sup>

(B) 課税標準の定め方——によりては、即ち例之、原料税設備税の場合には大企業者は唯さへ有利なる生産條件を一層多く利用して、一層有利なることを得る(註二一)。

(註二一) フォンケは小經營に一層不利なのは出來上りたる生産物でなくて、材料が課税標準となるときである。設備が課税標準となるときは尙一層不良である。即ち大經營では小手工業者が其多費の爲めに備へ能はざる其設備に依りて材料を遊かに一層良く利用し、課税法にて豫定したる標準以上に材料利用の行はるゝことが生産者に全過剰生産の爲めに全體の税をも節するを得せしむること(小企業者は其製品を大製造家よりも高く賣却する能はざるの故に、夫の標準よりも後ること)に於て、全體の税を自ら負はざるべからざるに對して)は其く人に知られたる事實であるといふ。<sup>26)</sup>

## 第二段 消費税の社會政策上生産者に及ぼす

### 不良影響の匡正策

右述ぶる如く消費税が社會政策上、小生産者を壓迫し排斥する傾ありと爲し、そして之を以て

25) Nitti, Principes de science des finances. p. 563. Cohn, a. a. O. S. 499. Conrad, a. a. O. S. 79-80. 86. Bastable, l. c. p. 520.

26) Vocke, Abgaben etc. S. 532.

不長なりとし、少くとも或點に於て望ましからざるものとして之を匡正しやうといふならば、如何なる方策を以てするかゞ次の問題である。が此は結局次の方策の外ないと思ふ。

(一) 根本策——最根本的なるは普通の消費税を政府獨占又は專賣に改造するのである。然るときは之に依りて小企業者の復活を生じはせぬが、併し大生産者てふ少數者を有利として小生産者てふ多數者を不利とする弊はなくなる。大小企業者をなくすることに依りて、企業上の利益は租税に當るべき部分と共に政府に收納せられて、其得られたる利益は過去の大小企業者并に其他の一般人民の上に均霑せられることになる。社會上の不公平は取除かれることになる。集中の有利なる處には政府獨占も相當に有利であり(註三二)、其利益は之を多數の人々に均霑せしむることが望ましい。一方大工業集中の實際の大勢が少くとも政府獨占に對する人々の嫌惡を緩和することにもなる(註三三)。特に此政府獨占の場合にして而かも物の製造が民間に任かされ之が販賣につきてのみ政府の獨占の行はるゝときには、買上價格を小經營者に大經營者よりも高く定めることによりて、後にいふ累進と同事を行ふて小企業者を有利とするを得る。尤も其定め方に多少の困難はあるが。尙ほ又政府獨占には右の外色々の長所もあり并に短所もあり(註三四)、詳しくは其を凡べて考察することゝ要する。其は追て述べやうと思ふが、少くとも前記の點よりいへば、むしろ普通の消費税の缺點を補ふ根本的利益がある。

(註三二) コッサは大なる且つ國の少數の場處に限られたる工場にて行はれたる或工業、又は餘りに大なる經濟上の不利なし

に又は生産及販路の餘りに大なる實際上の困難及錯雜なしに人工的に少數の場處に集中され得る或工業には、獨占は經濟上堪え得べきものであるといひ、ホツクも略ぼ同様、其生産が或は自ら非常に少數の點(場處)に制限せらるるか、或は國民經濟に對して餘りに大なる不利なしに人為的に少數の場處に制限せられ得る物體にのみ實行すべきものといひ、ヘツケルは火酒專賣特に其完全獨占につき、此に好果を以て移ることは大經營にて頗る集中したる火酒製造場を前提すと爲す。<sup>28)</sup>

(註三三) ニツチは曰く、大企業間の競争が日々愈々危険になる。而して初めには有害と考えられたる財政獨占到對する嫌惡が日々減少する。<sup>29)</sup>

(註三四) 就中、政府獨占となれば改良進歩の止まるといふ非難<sup>30)</sup>がある。此は可なり重い非難であるが、併し或度までは私人の事業の大集中、隨て獨占となることに依りても起ることである。

(二) 應急策——若も現在の消費税制度を其儘とすると假定すれば、其場合に於て夫の弊害を妨ぐのには左の何れか又は凡べてを行ふ外ない。併し之によりては多きを望むべからざるか、實行困難なるか、又は他の弊害がありて躊躇せしむるかである。

(A) 大小企業に差等課税し、特に累進税を課すること——此は從來の實例に依ると(註二五)、製造品税のみに行はれず、むしろ多く原料税に行はれたが、製品税にも行はれないことはない。そして此は從來學者の苦心した所で、前記小企業者の大企業者に比して給付能力の乏しきことよりいへば當然行ふべきことである(註二六)。そして其差等又は累進の定め方は、其當時の普通生産狀態に應じて適當に定むべく、其結果、夫の小企業破壊を阻止することゝなると考えらるゝが、併し反面に困難を伴ふ(註二七)といふのは、企業者の能力の大小が單純に生産額とか原料使用高とかい

28) Cossa, Grundriss d. F.w. S. 108. Hock, Die öffentlichen Abgaben und Steuern. S. 155. Heckel, Lehrbuch. II. S. 85. Berselte, Branntweinsteuer. (Conrad, Hwb. 3 Aufl. III) S. 211.

29) Nitti, l. c. p. 578.

30) Pfeiffer, Staatseinnahmen I. S. 182.

ふ如き客觀的要素にのみ依らない(註二八)から、此制度が本來不公平となる可能があり、其決定が結局多少恣意的たるを免れぬのと(註二九)、其は斯かる事項には止むを得ぬ、暫らく恕するとして、或時に定められたる適當なる税率の割合が、時勢の變により生産方法の改良の行はるゝに従ひ大體不適當となり(註三〇)、特に同種企業中、各企業の改良方法採用の度合の異なるによりても不公平になる。尤も獨逸の實蹟では累進課税により大體小企業維持の目的だけは達したといふ(註三一)けれども、決して精密にいふて良い仕方とはいへない。

(註三五) 1) 火酒—古くバーテンの一八二八年の火酒税法(釜税)が一盆につき農業者二—四クロイツァー、工業的製造者四—八クロイツァーといふを使用材料の種類に應じて課した。併し此はワオルフのいふ如く恐らくは農業的製造者が半年休であつた爲めて、此により彼に別段の恩典の與えられたのではなく、單に平準が齎されたものであらう。其後、小經營に對する實際の恩典を一八六八年の北獨租税同盟の火酒税法が與えた。即ち本税二二—九リートルに就き三十プエニツヒ、十一月より翌年五月十六日まで經營し、前の夏期を全休し唯だ自ら獲得する産物を使用し一日一〇—三〇リートル半より多くな産せざる農業的火酒製造場には、二二、九リートルに就き二十五プエニツヒを課することとなつた。類似の例は、バイエルンにもある。それから大小經營に依る累進課税は一八八七年の全獨逸に亘れる火酒税法に於て之を見る。即ち農業的火酒製造場が麥芽入桶税を課せられ、其桶の容積一ヘクトリートル毎に一馬克三—布を課せられ、特に十月一日より六月十五日まで營まるゝ農業的、火酒製造場にては、

- (a) 一日平均 一〇五〇、リートルより多からず生産するものに正税率の千分六
- (b) 一五〇〇、リートル ..... 十分八
- (c) 三〇〇〇、リートル ..... 十分九

尙ほ別に小範圍ながらも小なる工業的白酒製造場も考慮せらる。即ち一年度に一五〇〇、ヘクトリートルよりも多からず生産する者、又は唯自己の麥酒生産の滓のみを使用し又は單に非粉狀材料(蜂蜜、砂糖芋、又諸芋汁を除く)のみを使用するものは、州政府より法律にて指定されたる經營設備又は監督の免除を與えらるゝことを得る。更らに一八八七年四月一日に存在し一日、一〇、〇〇〇リートルより多からず生産する工業的白酒製造場は従來の經營の範圍に對し、純酒精一リートルにつき四布だけ附加税の輕減が與えられ、一〇、〇〇〇リートルより多く併し二〇、〇〇〇リートル以下には二布の輕減が與えられる。其れから一八九五年の蒸溜税もが産額の大小に依る累進課税を行ひ、一九〇九年の白酒税にては生産年額三十リートルを超えざるときは十分二だけ輕減せられ、副税たる經營税が製造場の大小により段階づけらるゝ。境甸にても農業的白酒製造場に恩典を與ふる例があり、其は工業的のにも多少行はれ、佛にても少くとも自家用白酒製造の恩典がある。露國にも小經營及農業への恩典の例があり、白耳義にも農業的のに對する恩典があつたし、端西には自家用又は自産原料白酒製造の恩典があつた。伊太利にも嘗て自家用白酒製造の恩典があり、セルビアにもあつた。

(2) 麥酒税——バイエルン、ザルテンベルヒ、バーテンの三國にて經營の大小に依る麥酒税の累進があり、境甸にても中小麥酒醸造家には正常率に比して特段する宥恕が與えられ、其が經營の小なるほど大であつた。又丁抹にも短期間の存續ではあつたが、經營の大きに依る麥酒税の階段制が行はれた。<sup>31)</sup>

(註二六) ナールシユケは大經營を消費税の方法にて一層重く課税するの案は與えられたる事情の下には正當なるが如しといひ、フォツクは一定量よりも少き麥芽を使用する小麥酒製造場には適當なる分級にて税の輕減の與えらるゝとき(バイエルン)に、此が真く考えられたる方策であるといひ、ストルーフェも原料に依る麥酒税は生産收益に於ける技術上の相違に(此の如きものが規則正しく現はるゝだけでは)出来るだけ税率の相當なる分級によりて適應することを求めなければならぬといふ。<sup>32)</sup>

尤もリートルは麥酒税を段階つけることを、消費税の理想に反すとした。<sup>33)</sup> 蓋し此が消費に違する麥酒を平等に且つ其生産所より獨立して課すべき消費税としての性質に一致せないのである。

31) Dierschke, a. a. O. S. 7-13, 18-20, 22, 24, 26-32. Heckel, Lehrbuch. II. S. 68. 70-73, 92-93, 98.

32) Dierschke, a. a. O. S. 57. Vocke, Fw. S. 74. Struve, a. a. O. S. 10.

33) Struve, a. a. O. S. 9.

(註二七) ストルーフエは租税段階の原則上の正當は(一定限界内に)疑なしとはいへ、經驗に依れば、其實際上の適用は常に大なる困難に遇ふと説く。<sup>34)</sup>

(註二八) ヲクナトは各箇の生産者は其人的經濟的及技術的事情の諸多のものに依り(大小經營に於ける)、固定及運轉資本の上に資本の分配により、其設備の場處的地位により全く不平等なる度にて、彼等より拂はれたる税を轉嫁する能力をもつ。往々にして此税の一部が彼等の上に止まる。併し此が全く異なる度にて起るさいひ、ストルーフエも、租税段階の實際の適用の多く不満足なるのは、此に於て前提されたる生産收益に於ける相違が實際醸造場の經營の大きにかゝるさいふことが精密に現はれず又一般に適當なる模型を齎らしめないことに基くさいふ。<sup>35)</sup>

(註二九) フォツケは曰く、夫の軽減の度及分級の方法は常に恣意的である。ストルーフエも亦曰く、一般の徵候より單一の原因に歸すること及此により租税の税率階を一定の規模の大きにより定むることは、立法に於て常に或恣意を伴ふべしといふ。<sup>36)</sup>

(註三〇) ストルーフエは曰く、多様なる、數十年來益々發展したる技術的進歩(其は小規模の醸造場にも愈々多く有利となり、而して小及大規模に於ける収益の差異を本質的に減少した所の)の爲めに、租税段階の標準となれる規模と収益との關係が愈々分解した。而して結局の經營の成績を條件する動機が愈々複雑となり、其影響及交互關係が推移した。<sup>37)</sup>

(註三一) ゲールシュケの研究に依れば、獨逸にて火酒に於る蒸溜税の結果、小火酒製造場にては、退却の猶豫が現はれ、大酒製造場につきては、此税の影響は確實には確定せしめずといふ。尙ほバイエルンだけの麥酒原料税の結果は<sup>1)</sup>大麥酒醸造場では經營の數に於て原料使用量に於て減退を見た。併し此はバイエルンよりの麥酒輸出の減少を結果しないで、唯だ自國內に於ける大經營産の麥酒販路の制限を結果した。<sup>2)</sup>中經營は其數及原料使用量に於て増加した。其競争能力は他の麥酒醸造業に比して改善せられた。<sup>3)</sup>小醸造場は税率の階級により得られたる節約を多く經營改良に利用し、此醸造場の舊時の退却の猶豫が齎らされたといふ。<sup>38)</sup>

B) 税法に於ける小企業不許可の規定(前掲日本の酒税の如き)を解放すること——も亦一方法で

34) Struve, a. a. O. S. 10.

35) Wagner, a. a. O. S. 643. Struve, a. a. O. S. 10.

36) Vocke, Fw. S. 74. Struve, a. a. O. S. 11.

37) Struve, a. a. O. S. 11.

38) Dierschke, a. a. O. S. 80. 85.

はある。併し此は稅務行政上不便を増し、並に生産上にも有利ならず、衛生及倫理上にも不利となるから、其採用に躊躇せしめる。或は

(C) 稅務官吏の間に社會政策上の觀念を鼓吹すること——も一の匡正にはなる。彼等に之に關する明確なる觀念があると、大企業者には嚴重となり、小企業者には寛大といふこともあり得るが、併し其適當なる程度といふことが六つかしく、之を濫用することゝなるの恐もある。餘りに重を置く譯には往かない。

## 結 論

以上要之、普通の消費税は自然の大勢より並に稅法の結果として、生産者相互の間に於ける社會政策上不利なる影響を齎らす。そして其が中等階級政策上不利と認めらるゝ。勿論其に不利のみ伴ふのではないが、此不利を不利と認め、之を排除するには、色々の方法が考えらるゝが、現在の租稅制度を維持して行ふの方策は餘り賛成の出來ない缺點を有つ。其處で此點から見て政府獨占に移る方が一層問題の解決を簡單にするものと思はるゝ。之によりて政府使用人てふ中等階級維持にもなり、そして事業利益を一般人民に均霑せしむることを得る。尤も政府獨占となれば決して此れだけでは問題が決せられない。他に更に色々の事を考えなければならぬが、其は後文にゆづり、今は此一點よりして暫らく政府獨占を勝れりとして置く。